

令和4年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年10月27日（木）

令和4年第11回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年10月27日（木）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室4

○ 議事日程

- 第1 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第2 議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第3 議案第50号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定等について
- 第4 議案第51号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第5 議案第52号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 議案第53号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第7 報告第26号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について
- 第8 報告第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について

出席委員

1 番	鈴木	邦夫	君	8 番	廣瀬	正実	君
2 番	原田	勝幸	君	9 番	三橋	清高	君
3 番	高橋	久雄	君	10 番	野崎	雅博	君
4 番	石射	祥光	君	11 番	阿部	富美	君
5 番	村越	重芳	君	12 番	齋藤	和子	君
6 番	遠藤	信行	君	13 番	吉田	恵子	君
7 番	小澤	昇	君	14 番	石腰	明美	君
区域 3	高橋	宗一	君	区域 5	平牧	直樹	君

事務局職員出席者

事務局長	谷川	広志	君	局長補佐	伊藤	和範	君
------	----	----	---	------	----	----	---

午後 2 時00分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 4 年第 1 1 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

当総会は、14名の全委員が出席されておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 27条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員 2 名にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。4 番石射祥光委員、5 番村越重芳委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1、議案第 48 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。4 番石射委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○4 番（石射祥光君） 議案第 48 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてご報告いたします。

10月13日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 案件について内容を説明 ～

申請地は、2 筆、いずれも現況畑、合計 911㎡でございます。

申請目的は、貸車両置場及び貸資材置場です。農地区分は第 3 種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

申請理由としましては、譲受人は、法人の経営者で隣接市に車両置場と資材置場を所有していますが、近年湘南地区での仕事が多く、茅ヶ崎の方が、効率が良いこと、前面道路が広いため大型車の進入に適していること、近隣に居住者が少なく迷惑にならないため、本申請地を選定したとのことです。

工事計画につきましては、敷地内を整地したのち、砕石を敷き転圧をかけます。雨水処理につきましては、敷地内にて自然浸透処理とします。

被害防除につきましては、既存土留めを活かし、土留めが無い部分については、コンクリートブロックを新設する施工となります。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第48号、農地法第5条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2、議案第49号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番から3番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件につきましては、区域5平牧委員より、2番案件につきましては、区域3高橋委員より、3番案件につきましては、12番齋藤委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

始めに、1番案件の報告をお願いいたします。

○区域5（平牧直樹君） 議案第49号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、1番案件をご報告致します。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき、利用権集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～ 1番案件について内容を説明 ～

1番案件の利用権を設定する農地は、3筆、いずれも畑、合計815㎡でございます。

権利の存続期間は、令和4年11月1日から令和5年10月31日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。続きまして、2番案件の報告をお願いします。

○区域3（高橋宗一君） 続いて2番案件をご報告致します。

～ 2番案件について内容を説明 ～

2番案件の利用権を設定する農地は、1筆、田、1,043㎡でございます。

利用権の存続期間は、令和4年11月1日から令和7年10月31日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。続きまして、3番案件の報告をお願いします。

○12番（齋藤和子君） 続いて3番案件をご報告致します。

～ 3番案件について内容を説明 ～

3番案件の利用権を設定する農地は、8筆、いずれも畑、合計1,266㎡です。

利用権の存続期間は、令和4年11月1日から令和7年10月31日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○6番（遠藤信行君） 1番案件の借り手の方は、新規就農の方ですか。

○局長補佐（伊藤和範君） この方は、市内において、いちごをハウス栽培されている方ですが、いちごの苗場が必要ということで、既存のハウスがある本申請地を借りることにしたと農業水産課から聞いております。

○6番（遠藤信行君） 借り手の方は、16アールを耕作されていますが、ここには、いちごを栽培していて、今回の申請地は、いちごの苗場にするということですね。

○局長補佐（伊藤和範君） はい、そのとおりです。

○議長（原田勝幸君） ほかに、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第49号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件から3番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3、議案第50号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定等について、1番案件を上程いたします。

1番案件について、12番齋藤委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○12番（齋藤和子君） 議案第50号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定等についてご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用配分計画を作成する際に、農業委員会へ意見を聴くこととなっております。

～ 案件について内容を説明 ～

本案件の権利を設定する農地は、2筆、いずれも現況畑、合計1,895㎡でございます。

権利の存続期間は、令和4年12月1日から令和7年9月30日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

なお、本案件は、先月の総会にて農地中間管理機構として借り受けをご承認いただきました農地に利用権を設定するものです。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第50号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定等について、報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4、議案第51号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。4番石射委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○4番（石射祥光君） 議案第51号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、

ご報告いたします。

本案は、被相続人が、令和4年3月23日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

～ 案件について内容を説明 ～

令和4年10月13日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

相続人は、2筆、いずれも現況畑、合計1,562㎡について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、小松菜が作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、テラー、田植機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人、59歳、従事日数350日、専業でございます。

以上、農業経営されていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございませうか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございませぬ。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございませうか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第51号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、議案第52号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から3番案件までを一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件から3番案件について、4番石射委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○4番（石射祥光君） 議案第52号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について1番から3番案件までを一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明 ～

令和4年10月11日、事務局2名と現地調査を致しました。

特例農地8筆の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも畑、合計492㎡につきましては、一体として耕作されており、リーキ、大根、サツマイモが作付けされていました。

6筆、いずれも畑、合計4,016㎡につきましては、一体として耕作されており、ニンジン、ナス、キャベツほか少量多品目が耕作されていました。

農機具の保有状況につきましては、テラー、管理機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人80歳、従事日数360日、専業、配偶者78歳、従事日数100日、専業、子50歳、従事日数360日、専業、子の配偶者50歳、従事日数100日、専業でございます。続いて、2番及び3番案件をまとめてご報告いたします。

～ 2番・3番案件について内容を説明 ～

2番案件と3番案件の特例農地は同一の場所ですが、当該相続人の持分がそれぞれ2分の1ずつのため2つの案件に分けられています。

令和4年10月13日、事務局2名と現地調査を致しました。

特例農地3筆の耕作状況をご報告いたします。

3筆、いずれも畑、合計931㎡につきましては、里芋、長ネギ、柿、梅、キウイ、プラムが肥培管理されていました。

農機具の保有状況は、軽トラック、トラクター、チップパー、その他一式でございます。

労働力につきましては、2番案件は、本人62歳、従事日数90日、兼業、配偶者60歳、従事日数90日、専業、3番案件は、本人60歳、従事日数60日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第52号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち1番案件から3番案件まで報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第6、議案第53号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを上程いたします。4番石射委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○4番(石射祥光君) 議案第53号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、ご報告いたします。

本案件は、被相続人が、令和4年5月23日にお亡くなりになったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、被相続人が生前、主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。申請者は、被相続人の子でございます。

～ 案件について内容を説明 ～

令和4年10月12日、事務局1名と一緒に現地調査をまいりました。

買い取り申し出地は、7筆、いずれも現況畑、合計1,319㎡でございます。現地は準備中でした。

被相続人は、生前、当該地の主たる従事者であり、今後、申請者が耕作していくことが難しいため買取申し出をしたいというものでございます。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長(原田勝幸君) ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐(伊藤和範君) 特にございません。

○議長(原田勝幸君) では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第53号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第7、報告第26号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 7ページ、報告第26号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から5番案件で、転用目的は住宅敷地・共同住宅敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第26号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第8、報告第27号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 8ページ、報告第27号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から9番案件で、転用目的は、住宅敷地や道路敷地のほか資材置場敷地でございます。権利関係は、所有権の移転でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君）　ご質問がないようですので、報告第27号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。それでは、以上をもちまして、令和4年第11回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時22分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員